

中小企業で働くお父さん

育児休業の取得で**5万円**の奨励金がもらえます

郡山市では、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を支援するため、市内の中小企業に勤務する男性従業員が育児休業を取得し、職場に復職した場合、男性従業員に奨励金を支給します。

はじめに

奨励金を申請するためには、次の①②の要件を満たす必要があります。

- ①男性従業員の勤務先が中小企業であること
- ②事業主が国から出生時両立支援助成金の支給決定を受けていること



男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりを行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給する助成金です。

申請先は、福島労働局です。

	中小企業	大企業
育休 1 人目	57万円 <72万円>	28.5万円 <36万円>
翌年度以降育休者がいた場合 (2人目以降)	14.25万円 <18万円>	

※生産性要件を満たした場合は<>の額を支給

※ 国の助成金は、大企業と中小企業の事業主に支給されますが、市の奨励金は中小企業の従業員が対象です。国の助成金については、厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

[出生時両立支援助成金](#) [検索](#)

中小企業事業主とは

「資本金の額または出資の総額」「常時雇用する労働者数」のいずれかが、下表に該当する場合は。

区分	資本金の額 または出資の総額	常時雇用する労働者数
小売業 (飲食店含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給額

5万円

※ 支給対象となる育児休業に係る同一の子につき1回までとします。

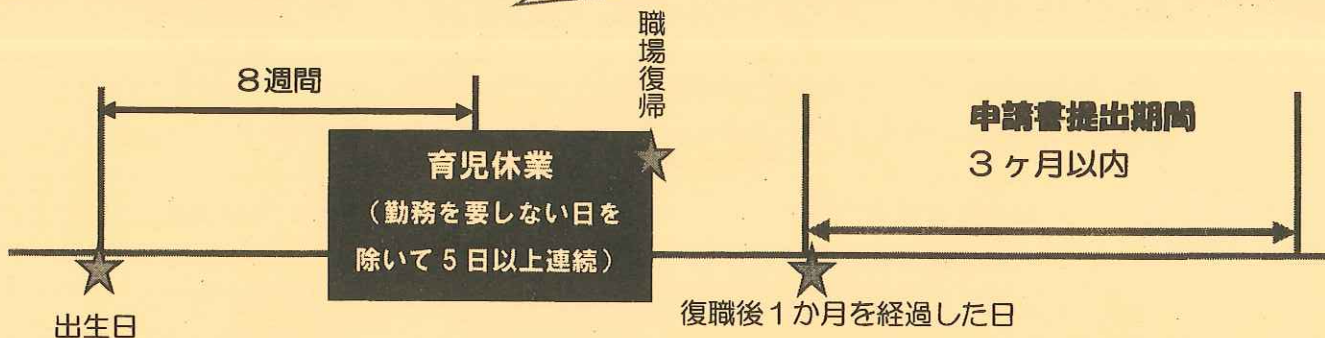
支給対象者

奨励金を受給できるのは、以下の①～⑦の要件すべてを満たしている男性従業員です。

- ① 郡山市に本社又は事業所を置く中小企業（出生時両立支援助成金の支給決定を受けている企業に限る。）に勤務していること。
- ② 市内に住所を有していること。
- ③ 子の出生後8週間以内に育児休業の取得を開始したこと。
- ④ 取得した育児休業が、その出生した子に対して勤務を要しない日を除いて連続する5日以上であること。
- ⑤ 育児休業からの職場復職後1か月以上勤務したこと。
- ⑥ 雇用保険の被保険者として雇用されていること。
- ⑦ 市税の滞納がないこと。

申請までの流れ

子の出生後8週間以内に1日でも育児休業を開始すれば残りの日が8週間を過ぎていても構いません。



申請書提出期間

育児休業から職場復職後1か月を経過した日から3か月以内
※ただしこの期間中に、「出生時両立支援助成金」の支給決定がされない場合は、支給決定日から1か月以内に申請できます。

提出書類

- ① 「住民票記載事項証明書」など住所及び育児休業に係る子との親子関係を証明できるもの
- ② 「雇用保険被保険者証」のコピー
- ③ 勤務先の育児休業に係る就業規則などのコピー
- ④ 本人（育児休業を取得した男性従業員）の体験レポート（800字程度）
- ⑤ 事業主が持つ「両立支援助成金 支給決定通知書」のコピー
- ⑥ 「育児休業決定通知」など育児休業期間の確認ができるもの
- ⑦ 出勤簿のコピーなど職場復職して勤務していることが確認できるもの
- ⑧ 育パパサポート奨励金支給申請書（第1号様式）
- ⑨ 育パパサポート奨励金支給対象者職場復職証明書（第2号様式）
- ⑩ 税の滞納調査についての同意書（第3号様式）

Q: 「育児休業」と「育児休暇」は同じですか。

A: 違います。「育児休業」は、法律に基づいて取得することのできる休業制度です。「育児休暇」は、法律とは関係なしに育児のために休暇を取得することです。

Q: 「出生時両立支援助成金」は1年度内に、1事業主当たり1人までとなっていますが、すでに同じ企業内に育児休業を取得した男性がいる場合は、2人目は対象とならないのですか？

A: 市の奨励金は2人目以降も対象となります。その場合は、育児休業を開始した年度に事業主が受領した「両立支援助成金支給決定通書」のコピーを提出してください。

Q: 育児休業に関する体験記はどんなことを書けば良いですか。

A: 育児休業を取得するまでの経緯や、休業中に行ったこと、育児休業を取得して感じたことなどを自由にご記入ください。

お問合せ・お申し込み先

郡山市政策開発部 雇用政策課



郡山市朝日一丁目23番7号（郡山市役所 本庁舎2階）

TEL 024-924-2261 FAX 024-924-2822